

投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定

日本国及びサウジアラビア王国は、

両国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

それぞれの国の投資家による他方の国における投資を拡大するための良好な条件を更に作り出すことを意

図し、

両国における投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要
になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成すること
が可能であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(1) 「法令」とは、次のものをいう。

(a) 日本国に関しては、日本国の法律及び命令

(b) サウジアラビア王国に関しては、サウジアラビア王国の法律、規則及び勅令

(2) 「投資財産」とは、投資家により所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

(a) 企業

(b) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(c) 債券、社債、貸付金その他の債務証券（その債務証券から派生する権利及び締約国の政府が発行した債務証券を含む。）

(d) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(f) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、

植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む）

む。

- (g) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可）
 - (h) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権
- (3) 「締約国の投資家」とは、次のものであって、他方の締約国において投資を行っているものをいう。他方の締約国にある第三国の企業の支店は、当該他方の締約国の投資家とはみなさない。
- (a) 当該締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人
 - (b) 当該締約国の企業
- (4) (a) 企業が投資家により「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。
- (b) 企業が投資家により「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。
- (5) 「締約国の企業」とは、営利目的であるかないかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又

は支配しているかを問わず、当該締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織、会社及び支店を含む。）をいう。

(6) 「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(7) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(8) 「締約国」とは、文脈により、日本国又はサウジアラビア王国をいう。

投資財産には、収益を含む。「収益」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利益、資本利得、配当、使
用料及び手数料をいう。

投資され、又は再投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。ただし、当該変更が、投資又は再投資が行われる締約国の法令に反しないことを条件とする。

この協定は、国際法が締約国に対して主権的権利及び管轄権の行使を許容する範囲において、排他的経済水域及び大陸棚についても適用する。

第二条

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家による投資を可能な限り促進するものとし、自国の関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、当該投資を許可する。

2 一方の締約国は、投資を自国の関係法令に従って許可した場合には、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第三条

1 一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国は、第三国との間の関税同盟、経済同盟、共同市場又は自由貿易地域の構成国であることに伴う特惠的な待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けられない。

第四条

一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

第五条

一方の締約国は、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六条

この協定のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第七条

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、投資活動に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該

他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第八条

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第九条

1 いずれの一方の締約国も、(a)公共の目的のためのものであり、(b)差別的なものでなく、(c)2から4までの規定に従つて迅速、適當かつ実効的な補償の支払を伴うものであり、かつ、(d)正当な法の手続及び第四条の規定に従つてとられるものである場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産について、収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施して

はならない。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な率の収益を伴うものとする。当該補償については、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、収用の日の市場における為替相場により国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨（以下「自由利用可能通貨」という。）に自由に交換することができるものとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十四条の規定の適用を妨げない。

第十条

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他

の緊急事態により、自国にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十一条

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の譲渡に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして

支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十二条

1 一方の締約国は、自国に向けた又は自国からの全ての資金の移転であつて、他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを保証し、及び確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 利益、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益
- (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入
- (e) 一方の締約国にある投資財産に関連する活動に従事する他方の締約国から赴任した従業員が得た収入

その他の報酬

- (f) 第九条及び第十条の規定に従つて行われる支払
- (g) 第十四条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2 各締約国は、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。市場における為替相場が存在しない場合には、為替相場は、関係する通貨を特別引出権に換算する際に国際通貨基金が適用する換算率から得られる相場に相当するものとする。

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
- (b) 証券の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪
- (d) 裁決手続又は訴訟手続における命令又は判決の履行の確保

第十三条

1 一方の締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても六箇月以内に満足な

調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3 2に規定する三十日の期間内に合意されなかつた場合において、その他の取決めがないときは、いずれの締約国も、国際司法裁判所長に対し、必要な任命を行うよう要請することができる。国際司法裁判所長がいずれかの締約国の国民である場合又は他の理由により任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所次長が必要な任命を行う。同次長がいずれかの締約国の国民である場合又は同次長も当該任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所の裁判官のうちいずれの締約国の国民でもない次の席次の者が必要な任命を行う。

4 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十四条

1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家の投資財産に関し、この協定に基づき与えられる権利が侵害されたことにより損失又は損害を生じさせたものをいう。

2 この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）において、行政的又は司法的解決を求めるところを妨げるものと解してはならない。

3 投資紛争については、可能な限り、紛争投資家及び紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）の間の友好的な協議又は交渉により解決する。

4 紛争投資家から書面による協議又は交渉の要請のあつた日から六箇月以内に、投資紛争がそのような協議又は交渉により解決されない場合において、当該紛争投資家が解決のために締約国の司法裁判所又は行

政裁判所若しくは行政機関に当該投資紛争を付託しなかったときは、当該紛争投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a) 国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ICSID条約」という。）による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限るものとし、また、ICSID条約の関連規定に従い千九百八十年五月八日にサウジアラビア王国によって行われた通告に従うものとする。

(b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間において効力を有しない場合に限る。

(c) 国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5 投資紛争が紛争締約国の権限のある裁判所に付託されたときは、紛争投資家は、同一の投資紛争を解決するために同時に4に規定する仲裁に付託することができない。当該紛争締約国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、当該権限のある裁判所による本案についての最終的な決定は、拘束力を有し、いかな

る手段によっても上訴することができないものとする。

6 適用される仲裁規則は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、4に規定する仲裁を規律する。

7 4の規定に従い投資紛争を調停又は仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、当該投資紛争を付託する少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。当該通報には、次の事項を明記する。

(a) 当該紛争投資家の名称及び住所

(b) 当該紛争締約国の問題となる特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な当該投資紛争に係る事実及び法的根拠の簡潔な要約（この協定のいずれの義務について違反があったとされるかについての特定を含む。）

(c) 4に規定する調停又は仲裁のうち当該紛争投資家が選択するもの

(d) 当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

8 (a) 各締約国は、紛争投資家が、投資紛争を4に規定する調停又は仲裁であって、当該紛争投資家が選択

するものに付託することに同意する。

(b) (a)の規定による同意及び紛争投資家による仲裁への請求の付託は、次の(i)及び(ii)の規定の要件を満たさなければならぬ。

(i) 紛争当事者の書面による同意に関するICSID条約第二章の規定又は投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の規定

(ii) 書面による合意に関する外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下「ニューヨーク条約」という。）第二条の規定

9 8の規定にかかわらず、4に規定する調停又は仲裁への請求の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から五年が経過した場合には、行うことができない。

10 4の規定により設置される仲裁裁判所については、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から九十日以内に、紛争投

資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、11及び12に規定する要件に従うことを条件として、投資紛争解決国際センター（以下この条において「ICSID」という。）の事務局長に対し、ICSIDの仲裁人の名簿から、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

11 第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの締約国の国民であつてもならず、いずれの締約国にも日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事者によつても雇用されてはならず、また、いかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあつてはならない。

12 紛争当事者のそれぞれは、4に規定する仲裁の場合には、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、ICSIDの事務局長に対し、いずれかの紛争当事者によつて指定された国籍の者を仲裁人に任命しないよう要請することができる。

13 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の締約国において行う。

14 4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案

につき決定する。

15 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された請求に関する書面による通知（当該請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

16 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

17 仲裁裁判所は、紛争投資家の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（紛争当事者のいずれかが所持し、又は管理する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができ。仲裁裁判所は、差押えを命じてはならず、又は1に規定する侵害を構成するとされる措置の差止めを命じてはならない。

18 仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。

(a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する

る判断

(b) 違反があつた場合には、その救済措置。ただし、当該救済措置は、次の(i)又は(ii)に規定するものの方又は双方に限られる。

(i) 妥当な率の収益を伴う損害賠償金の支払

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて妥当な率の収益を伴う損害賠償金を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用する仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

19 18の規定に従って下される裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。紛争締約国は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の関係法令に従い当該裁定を執行する。

20 いずれの一方の締約国も、他方の締約国及び当該一方の締約国の投資家が4の規定に従って仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与えてはならず、又は国家間の請求を行つてはならない。ただし、当該他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この20の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみ

を目的とする非公式の外交交渉を含めない。

第十五条

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第二条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十二条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合
- (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合

2 1に規定する措置は、次の全てのことを満たすものとする。

- (a) 当該措置をとる締約国が国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。
- (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (c) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。
- (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(e) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第十六条

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2 締約国は、1の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

第十七条

1 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が締結しているものに基づく権利を害し、及び当該多数国間協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて当該一方の締約国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

3 両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護に妥当な考慮を払うものとし、一方の締約国の要請があつた場合には、この目的のために速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の関係法令に従い、適当な措置をとる。

第十八条

1 第二条の規定は、いずれかの締約国が、自国の租税に関する法令に従つて与える待遇に差異を設けることを妨げるものではない。

2 第三条の規定は、一方の締約国に対し、第三国との間の相互主義に基づき、又は当該一方の締約国と第三国との間で効力を有する租税に関する協定により、第三国の投資家に与えている租税に関する特別の利益を、他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第十九条

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、千九百七十五年三月一日に東京で作成された経済及び技術協力に関する日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の協定第六条の規定に従って設置された合同委員会の枠組みにおいて、投資作業部会（以下「部会」という。）を設置する。部会は、投資に関連する事項であつてこの協定に係るものについて討議することを主たる任務とする。部会の任務の詳細については、両締約国によつて合意される。

2 部会は、一方の締約国の要請があつた場合には必要に応じて会合する。

第二十条

両締約国は、投資の漸進的な自由化を更に促進することを目的として、この協定を再検討するため、この協定の効力発生の後五年以内に相互に協議する。

第二十一条

両締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適當でないことを認める。一方の締約国は、他方の締約国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励す

る手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十二条

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他方の締約国において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

第二十三条

1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、その効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2の規定に従って終了する時まで引き続き効力を有する。この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国において当該他方の締約国の関係法令に従って取得されたものについても適用する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終了の時又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

4 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十十三年四月三十日にジッダで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

小寺次郎

サウジアラビア王国のために

オスマン